

# 「子どもの安全」を 「子どもの権利」の問題とし し考えることの戦略的意義

2017年9月  
日本子ども安全学会理事 弁護士 石井逸郎

# 【自己紹介】

1997年 弁護士登録（第二東京弁護士会）

2009年 第二東京弁護士会副会長

2013年、14年

第二東京弁護士会法科大学院支援委員会委員長

現在、ウェール法律事務所所属（四谷4丁目）

# 本日のポイント

- I 人権思想の歴史的発展と「子どもの権利」の位置づけ
- II 「子どもの権利条約」以前と以後の世界と日本
- III 「子どもの安全」を「子どもの権利」の問題として考える。

# 最近の、学校や園で起きる子どもをめぐる事故、事件の特徴から

- ▶ 今年の夏も相次いだ学校や園管理下での事故・事件。猛暑日の午後、保育園でのプール事故。
- ▶ 「ブラック部活動」とも揶揄される、長時間部活動の問題。大阪市立桜宮高校バスケット部の、キャプテン自殺事件。
- ▶ その他の部活動中の事故。熱中症など。猛暑日に練習場から学校までランニングさせられた新潟のある高校の野球部の女子マネージャー。
- ▶ なおも続く運動会「人間ピラミッド」の事故。



## 【こうした事故・事件の特徴】

子どもたちが、教師や部活動の顧問にふりまわされている点にあると言えないか？

# 何故、「子どもの権利」を特別に意識する必要があるか？

- ▶ 学校や園の構造。教え、教えられる関係。支配構造が生まれやすい。そもそも大人と子どもとの知能レベルの差。成績等を意識して、教師に対して、子どもたちは、独自の意見を言えない状況。
- ▶ 「教える」「育てる」側も、子どもたちを、権利の主体性であることを忘れて、その客体としてのみ把握すると、かえって特別な意識を持ちやすい。“教育的意義”や理想の押し付け。
- ▶ 閉ざされた、密室的状况。ストックホルム・シンドローム。子どもたちも、教師に対して、特別な感情を抱きやすい。



★教師によって、子どもたちがふりまわされやすい構造にならざるを得ない。

# 権利（人権）の歴史をふりかえる。3つの48年と89年

## 人権の歴史

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 1748年 | モンテスキュー「法の精神」出版                |
| 1789年 | フランス人権宣言                       |
| 1848年 | マルクス「共産党宣言」発表（*生存権・社会権思想の萌芽）   |
| 1889年 | 大日本帝国憲法（*いわゆる明治憲法、アジア初の立憲システム） |
|       | *この間、第一次世界大戦、第二次世界大戦           |
| 1946年 | 日本国憲法公布                        |
| 1948年 | 世界人権宣言（*人権の国際化スタート！）           |
| 1966年 | 国連、国際人権規約採択                    |
| 1979年 | 日本、国際人権規約批准                    |
| 1989年 | 国連、子どもの権利条約採択                  |
| 1994年 | 日本、子どもの権利条約批准                  |
| 2006年 | 国連、障がい者の権利条約採択                 |
| 2014年 | 日本、障がい者の権利条約批准                 |
| 2016年 | 日本でも、18歳選挙権スタート                |

## フランス人権宣言 \* 1789年

第1条(自由・権利の平等) 人は、自由、かつ、権利において平等なものとして生まれ、生存する。社会的差別は、共同の利益に基づくものでなければ、設けられない。

第2条(政治的結合の目的と権利の種類) すべての政治的結合の目的は、人の、時効によって消滅することのない自然的な諸権利の保全にある。これらの諸権利とは、自由、所有、安全および圧制への抵抗である。

\*ここで、言われている「権利」とは、いわゆる契約等で使われる「権利」とは異なり、「基本的人権」のことを意味していることに注意

## 「日本国憲法」

【前文】から。「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

【第11条】 「この憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」

- ・ 第13条幸福追求権、第14条平等権、第21条表現の自由、第25条生存権・・・等々の豊富な人権条項

## 世界人権宣言

**【前文】** から。「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義および平和の基礎」

**第1条** すべての人間は自由であり、尊厳と権利とについて平等である。

### 第2条1項

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的及び社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別を受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

**第3条** すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。



# 「人権」と「権利」の違い

- ・ 基本的人権

全ての人に、生まれながれにして備わっているその人限りの「固有の」基本的な人権。自由、平等、生命・安全に対する権利。

時効によって消滅することはない。

- ・ 権利

民法・商法等に基づく他者に対する請求権。

時効によって消滅することがある。

# 国連が、「子どもの権利条約」を特別に定めた意義について、考える。

例えば、私たちは、子どもを、子育ての客体、教育の対象としてのみ、とらえていないか？大人の都合で、子どもたちをふりまわしていないか？

**ヴィクトル・ユーゴー**、1850年1月の**フランス立法議会**にて

「**教育に関する重大な問題**について、以下、提案するものである。

・私の提案する教育の質疑についての観念、それは次のようなことである。すなわち、**無償かつ義務**の教育。初等教育の義務、学校教育の無償。

・それは**子どもの権利**であり、疑いもなく、**保護者の権利よりも尊く、国家の権利と同等**である。」

➤ 「**子どもの権利**」を認め、これを、**社会の何にも優先して尊重しよう**という呼びかけ。

## ルソー 『エミール』 より

「人は子どもというものを知らない。

子どもについて間違った観念を持っている。」

「自然は子どもが大人になる前に子どもであることを望んでいる。この順序をひっくりかえそうとすると、成熟してもいない、味わいもない、そしてすぐに腐ってしまう促成の果実を結ばせることになる。」

- 「子どもは子どもである」が、  
「子どもは人間」であり、  
「未来へ向かって開かれた存在であり、  
やがて大人になる存在である」  
として、その**学習発達権の豊かな保障**を社会の責務と位置付ける。

「大人は誰も、はじめはこども  
だった。しかし、そのことを忘れ  
ずにいる大人はいくらもいない」  
(サン=テグジュペリ「星の王子さま」)

# 子どもの権利条約

(1989年国連総会採択。日本、1994年批准。)

## 第3条

**1項** 「子どもの**最善の利益**が主として考慮される」

**3項** 「締約国は、子どもの養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。」

**第6条1項** 「締約国は、すべての子どもが生命に対する固有の (= inherent) 権利を有することを認める。」

## 第12条

**1項** 「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。」

## ⇒ 「子どもの権利条約」は、国際社会に対して、

- ① 子どもの**生命・安全**は、子どもの**「固有の」権利**であって、子ども自身権利の主体であることを十分に尊重すること、
- ② 子どもを**教育の客体としてのみ把握してはならず**、子どもの発達状況に応じて、**休息やレクリエーションの機会**を十分に与えながら、教育プログラムを行う必要があること、過酷な労働は当然に厳禁とし、要するに、**大人の都合でふりまわしてはならない**こと、
- ③ 子どもは未来を担う**「社会の宝」**であり、その**「最善の利益」**（**子どもの権利条約 3条 1項**）を優先して尊重される社会作りを求めるとともに、弱い存在であることに鑑み、特にその安全の確保、**「保護及び救済」**（**児童権利宣言 8条**）は優先して行われなければならないこと

を求めていることがわかる。

# 「子どもの権利条約」批准（1994年）以前の 「子ども」をめぐる法的環境

**日本国憲法 27条3項** 「児童は、これを酷使してはならない。」  
(= 児童労働の禁止)

**児童福祉法** \* 昭和22年

**少年法** \* 昭和23年

**旧学校保健法** \* 昭和33年

- ⇒ 貧困家庭の子どもの保護、健康維持、不良少年の更生
- ⇒ ひいては社会の秩序維持を図る福祉的発想



# 「子どもの権利条約」批准（1994年）後

## 児童虐待防止法 \*平成12年

**第5条** 学校の教職員、医師、弁護士等に児童虐待早期発見義務

### 第6条

**1項** 児童虐待を発見した者にその通告義務。

**2項** 弁護士や医師の守秘義務より、1項の通告義務が優先されることを規定。

## 学校保健安全法 \*平成21年（旧学校保健法改正）

## 子ども・若者育成支援推進法 \*平成21年

→平成22年から「子ども・若者白書」発行！

## 子ども手続代理人制度（家事事件手続法） \*平成23年

## いじめ防止対策推進法 \*平成25年

⇒ 全ての「子どもの権利」や「安全」を

特別に位置づける諸制度の構築へ

# 子ども・若者育成支援推進法

## 第1条（目的）

この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、**日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり**、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

# 子ども・若者育成支援推進法

**第十二条**（意見の反映） 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

**第十九条**（子ども・若者支援地域協議会） 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

## 子ども・若者支援地域協議会

### 子ども・若者支援地域協議会の設置状況

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対し、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を行っていくことが求められています。子ども・若者育成支援推進法は、このような支援を効果的かつ円滑に実施する仕組みとして、地方公共団体に、「子ども・若者支援地域協議会」を置くよう努めるものとしています（法第19条）。

#### 内閣府において把握している設置状況（平成29年4月1日現在）

|            |   |
|------------|---|
| 都道府県（38）   | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、大分県、鹿児島県、沖縄県   |
| 政令指定都市（14） | 札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、北九州市、福岡市、熊本市   |
| その他市町村（53） | 北海道石狩市、青森県青森市、秋田県大仙市、秋田県三種町、栃木県宇都宮市、栃木県鹿沼市、埼玉県上尾市、東京都港区、東京都新宿区、東京都世田谷区、東京都立川市、新潟県三条市、新潟県村上市、新潟県妙高市、新潟県南魚沼市、福井県若狭町、静岡県富士宮市、静岡県島田市、静岡県富士市、静岡県焼津市、静岡県藤枝市、愛知県豊橋市、愛知県一宮市、愛知県春日井市、愛知県豊川市、愛知県豊田市、愛知県蒲郡市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県田原市、愛知県北名古屋市、愛知県東浦町、滋賀県高島市、滋賀県米原市、滋賀県彦根市、大阪府豊中市、大阪府茨木市、大阪府吹田市、兵庫県川西市、兵庫県神河町、奈良県天理市、奈良県葛城市、奈良県香芝市、奈良県生駒市、島根県浜田市、島根県出雲市、島根県大田市、島根県美郷町、岡山県勝央町、山口県萩市、徳島県上板町、徳島県松茂町・北島町、沖縄県石垣市 |
| 計 105地域    |   |

なお、新たに「子ども・若者支援地域協議会」を設置した地方公共団体にかかわらず、内閣府青少年支援担当室まで御連絡ください。（市町村の場合には、管轄

# 「子どもの権利条例」 制定の動き の広がり

## 前文

子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実に保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。

子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。

▶ 川崎市、「子どもの権利条例」（2000年）より。

⇒以後、多数の地方自治体で制定されている。

## ☆ 「子どもの安全」を「子どもの権利」の視点で とらえることの重要性

➤ 子どもの**生命・安全**は、その子ども自身の「**固有の**」**権利**であって、子ども自身権利の主体であることを十分に尊重することが大事。

**子どもの声、意見も重視する。「安全」の客体ではなく、「安全」に関して自ら考え、意見を言える主体として育てる。**

『○安全点検の実施に当たっては、児童生徒等の意見も聴き入れ、児童生徒等の視点で危ないと思っている箇所についても点検を行うことも重要である。』（文部科学省平成28年3月「学校事故対応に関する指針」より）

**⇒ 子どもたちの目線で、安全状況を考えるということ！**

# 2010年6月の国連・子どもの権利委員会の日本に対する勧告によると・・・

- ▶ 日本では学校における体罰が明示的には禁止されていることには留意するが、体罰禁止が効果的には履行されていない。
- ▶ 体罰の全面的禁止を差し控えたとも解釈される1981年4月1日の東京高裁判決に対する懸念
- ▶ 少なくとも家庭での体罰を明示的に禁止した法律はない。むしろ民法や児童虐待防止法は「しつけ」と称する児童への親の懲戒権を留保しているとも解釈しえる（c f **民法822条、児童虐待防止法14条**）。

⇒ **日本社会において、「子どもの権利」を強調することの特別な戦略的意義！**



# 意思決定支援の基本的原則（イギリスの2005年意思能力法の5大原則より）

- I** 能力を欠くと確定されない限り、人は、能力を有すると推定されなければならない。
- II** 本人の意思決定を助けるあらゆる実行可能な方法は功を奏さなかったのであれば、意思決定ができないとはみなされてはならない。
- III** 人は、単に賢明ではない判断をするという理由のみによって意思決定ができないとみなされてはならない。
- IV** 意思決定能力がないと評価されて本人に代わって行為をなし、意思決定するにあたっては、本人のベストインタレスト（最善の利益）に適するように行わなければならない。
- V** そうした行為や意思決定をなすにあたっては、本人の権利や行動の自由を制限する程度がより少なくてすむような選択肢が他にないか、よく考えなければならない。

# 「意思決定支援」とは何か？

- ▶ 意思決定自体への支援（心の奥底にある本音、思いを引き出す、くみ取る。）
- ▶ 意思疎通（コミュニケーション）の支援
- ▶ 意思内容の実現に対する支援

# 「意思決定支援」という思想の 歴史的・画期的意義

- ▶ 18世紀の人権論。素朴な自由論。人の、自由な意思決定を尊重するという思想。今日の自己責任論、新自由主義の源流。
- ▶ しかし、人は、そもそも、一人で、正しい意思決定ができる存在なのか？
- ▶ 子ども、障がい者のみならず、普通の大人だって、一人で、正しい意思決定ができる、という単純な時代ではもはやない。情報過多、情報偏在の社会。



- ▶ 実は、普通の市民だって、意思決定について、いろんな支援を受けている。消費者保護法、労働法等によって、契約自由の原則は修正されている。法教育も、意思決定に対する支援事業。

ご清聴ありがとうございました。

以上